

令和5年度 鶴岡市高齢者世帯等雪下ろし費用補助事業

1. 目的

市内に居住する高齢者世帯等のうち、自力で屋根の雪下ろしをすることができない低所得世帯に対し、雪下ろしに要した費用の一部を補助することによって社会生活の安定を図ることを目的としています。

2. 雪下ろし費用の定義

ここでいう「雪下ろし費用」とは、現に居住する住宅の屋根の雪下ろし及び雪下ろしに伴う排雪に要する費用になります。

※ 物置小屋、車庫などは補助の対象となりません。

3. 対象者

市内に居住し、以下の要件のいずれかに該当する方で、自力で雪下ろしをすることが困難であると認められる当該年度の市民税が非課税世帯の方。

- (1) おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者世帯
- (2) おおむね 65 歳以上の高齢者のみ世帯
- (3) 18 歳未満の児童のみを有する母子世帯
- (4) 世帯主が身体障害者手帳を所持している世帯
- (5) 世帯主が療育手帳を所持している世帯
- (6) 世帯主が精神保健福祉手帳を所持している世帯

※ この事業と同様の給付等を生活保護法の規定により受けられる世帯、または、親族等から受けられる世帯は対象となりません。

4. 助成内容

雪下ろし 1 回あたりの助成額は、雪下ろしに要した費用または 16,500 円のいずれか低い額とします。

※ 助成回数に制限はありません。

※ 1 世帯の雪下ろしを、数日間かけて行った場合等であっても、その作業が一連のものであると認められる場合には 1 回と見なします。

※ 助成金は、申請者ご本人の口座に振り込まれます。

5. その他

雪下ろし業者につきましては、別紙資料「鶴岡市の個人宅雪下ろし業者一覧表」をご参考いただきますようお願いいたします。市役所公式サイトの「雪害防止について」のページにも掲載しております。